

(別紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="524 336 719 368" style="text-align: center;">目 次</p> <p data-bbox="147 427 808 451">(注) 簿書様式は、<u>令和4年12月23日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p data-bbox="147 528 338 552">(第1～第2 省略)</p> <p data-bbox="479 596 763 620" style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p data-bbox="147 632 315 655">(1～2-2 省略)</p> <p data-bbox="165 667 237 691"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="159 735 613 759">2-3 令和<u>4</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p data-bbox="147 770 271 794">(2-4 省略)</p> <p data-bbox="159 805 613 829">2-5 令和<u>4</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p data-bbox="147 841 338 865">(2-6～7-4 省略)</p> <p data-bbox="159 876 1104 932">7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書(第1表の付表<u>3</u>)</p> <p data-bbox="147 943 315 967">(7-6～8 省略)</p> <p data-bbox="165 978 237 1002"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="165 1013 237 1037"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="165 1048 237 1072"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="165 1083 237 1107"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="147 1118 293 1142">(10～28 省略)</p> <p data-bbox="147 1187 315 1211">(第4～9 省略)</p> <p data-bbox="434 1256 808 1279" style="text-align: center;">第10 更正の請求関係</p> <p data-bbox="147 1291 248 1315">(1 同左)</p> <p data-bbox="159 1326 416 1350"><u>2 贈与税の更正の請求書</u></p> <p data-bbox="159 1361 416 1385"><u>3 同(次葉)(相続税)</u></p> <p data-bbox="159 1396 506 1420"><u>4 同(次葉)(相続税-付表1)</u></p> <p data-bbox="159 1431 528 1455"><u>4-1 同(次葉)(相続税-付表2)</u></p> <p data-bbox="159 1466 595 1490"><u>4-1-1 同(次葉)(相続税-付表2の2)</u></p>	<p data-bbox="1518 336 1713 368" style="text-align: center;">目 次</p> <p data-bbox="1144 427 1827 451">(注) 簿書様式は、<u>令和4年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。。</p> <p data-bbox="1144 528 1335 552">(第1～第2 同左)</p> <p data-bbox="1473 596 1758 620" style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p data-bbox="1144 632 1312 655">(1～2-2 同左)</p> <p data-bbox="1155 667 2101 722"><u>2-2-1 旧相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書(第1表の付表<u>3</u>)</u></p> <p data-bbox="1155 734 1610 758">2-3 令和<u>3</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p data-bbox="1144 769 1267 793">(2-4 同左)</p> <p data-bbox="1155 804 1610 828">2-5 令和<u>3</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p data-bbox="1144 839 1335 863">(2-6～7-4 同左)</p> <p data-bbox="1155 874 2101 930">7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書(第1表の付表<u>4</u>)</p> <p data-bbox="1144 941 1312 965">(7-6～8 同左)</p> <p data-bbox="1155 976 1597 1000"><u>9 令和3年分贈与税の修正申告書(第3表)</u></p> <p data-bbox="1155 1011 1323 1035"><u>9-1 同(控用)</u></p> <p data-bbox="1155 1046 1765 1070"><u>9-2 令和3年分贈与税の修正申告書(第3表)(別表の付表)</u></p> <p data-bbox="1155 1082 1323 1106"><u>9-3 同(控用)</u></p> <p data-bbox="1144 1117 1290 1141">(10～28 同左)</p> <p data-bbox="1144 1185 1312 1209">(第4～9 同左)</p> <p data-bbox="1429 1254 1803 1278" style="text-align: center;">第10 更正の請求関係</p> <p data-bbox="1144 1289 1245 1313">(1 同左)</p> <p data-bbox="1155 1324 1234 1348"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1155 1359 1417 1383"><u>2 同(次葉)(相続税)</u></p> <p data-bbox="1155 1394 1503 1418"><u>3 同(次葉)(相続税-付表1)</u></p> <p data-bbox="1155 1430 1525 1453"><u>3-1 同(次葉)(相続税-付表2)</u></p> <p data-bbox="1155 1465 1585 1489"><u>3-1-1 同(次葉)(相続税-付表2の2)</u></p>

改正後	改正前
<u>4-2</u> 同(次葉)(相続税-附表3) <u>4-3</u> 同(次葉)(相続税-附表4) <u>4-4</u> 同(次葉)(相続税-附表5) <u>4-5</u> 同(次葉)(相続税-附表6) <u>4-6</u> 同(次葉)(相続税-附表7) <u>5</u> 同(次葉)(贈与税) <u>6</u> 同(次葉)(贈与税-附表1) <u>6-1</u> 同(次葉)(贈与税-附表2) <u>6-2</u> 同(次葉)(贈与税-附表3) <u>7</u> 更正をすべき理由がない旨の通知書(通知用)	<u>3-2</u> 同(次葉)(相続税-附表3) <u>3-3</u> 同(次葉)(相続税-附表4) <u>3-4</u> 同(次葉)(相続税-附表5) <u>3-5</u> 同(次葉)(相続税-附表6) <u>3-6</u> 同(次葉)(相続税-附表7) <u>4</u> 同(次葉)(贈与税) <u>5</u> 同(次葉)(贈与税-附表1) <u>5-1</u> 同(次葉)(贈与税-附表2) <u>5-2</u> 同(次葉)(贈与税-附表3) <u>6</u> 更正をすべき理由がない旨の通知書(通知用)









改正後

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特別贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

1 特別贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特別贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特別税率」を適用して計算します。

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特別贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特別税率」を適用して計算します。

(注)令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

特別贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格 [A-B]	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特別贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	680,000円

(例) 特別贈与財産 6,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特別贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。  

$$\text{E} = 6,000,000\text{円} - \text{B} 1,100,000\text{円} = \text{C} 4,900,000\text{円}$$

$$\text{E} = 4,900,000\text{円} \times 20\% (\text{特別税率}) - 300,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{E} 680,000\text{円}$$

特別贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格 [A-B]	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特別贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	680,000円

(例) 特別贈与財産 6,000,000円を取得した場合  
特別贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特別贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。  

$$\text{E} = 6,000,000\text{円} - \text{B} 1,100,000\text{円} = \text{C} 4,900,000\text{円}$$

$$\text{E} = 4,900,000\text{円} \times 20\% (\text{特別税率}) - 300,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{E} 680,000\text{円}$$

【速算表(特別贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	超
控除額(一般税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円	超

【速算表(特別贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 以下
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	超
控除額(特別税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円	超

<ご注意ください>「特別税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の贈与の贈与税の申告書その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人の贈与者の住所を記載する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けた場合当該年分を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び贈与税額を記入し、当該書類を添付して提出する必要があります。  
 ①「特別贈与財産」のみを贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
 ②「一般贈与財産」と「特別贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の贈与の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
 ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

<ご注意ください>「特別税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の贈与の贈与税の申告書その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人の贈与者の住所を記載する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び贈与税額を記入し、当該書類を添付して提出する必要があります。  
 ①「特別贈与財産」のみを贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
 ②「一般贈与財産」と「特別贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき  
 ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特別税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

「特別税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格 [A-B-C]	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合  
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)  

$$\text{E} = 14,000,000\text{円} - \text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 1,100,000\text{円}$$

$$= \text{D} 2,900,000\text{円}$$

$$\text{E} = 2,900,000\text{円} \times 15\% (\text{一般税率}) - 100,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{E} 335,000\text{円}$$

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格 [A-B-C]	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合  
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)  

$$\text{E} = 14,000,000\text{円} - \text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 1,100,000\text{円}$$

$$= \text{D} 2,900,000\text{円}$$

$$\text{E} = 2,900,000\text{円} \times 15\% (\text{一般税率}) - 100,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{E} 335,000\text{円}$$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下
一 般 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	超
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円	超

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後 の課税価格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 以下
一 般 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	超
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円	超

3 特別贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

3 特別贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特別税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

「特別税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特別贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格 [B-E]	F	13,900,000円
(申告書第一表の⑥の金額)		
Fの金額に「特別税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特別贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特別贈与財産に対応する税額 [G×A/B]	H	1,220,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 [I×(B-C)/D]	J	3,003,333円
税額 [H+J] (申告書第一表の⑧欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特別贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合  

$$\text{H} = 13,900,000\text{円} \times 40\% (\text{特別税率}) - 1,900,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{G} 3,660,000\text{円}$$

$$\text{H} = 3,660,000\text{円} \times \frac{\text{A} (5,000,000\text{円})}{\text{B} (10,000,000\text{円})} = \text{H} 1,220,000\text{円}$$

$$\text{I} = 13,900,000\text{円} \times 45\% (\text{一般税率}) - 1,750,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{I} 4,505,000\text{円}$$

$$\text{I} = 4,505,000\text{円} \times \frac{\text{B} (10,000,000\text{円}) - \text{C} (0\text{円})}{\text{D} (15,000,000\text{円})} = \text{J} 3,003,333\text{円}$$

$$\text{K} = 1,220,000\text{円} + \text{J} 3,003,333\text{円} = \text{K} 4,223,333\text{円}$$

特別贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格 [B-E]	F	13,900,000円
(申告書第一表の⑥の金額)		
Fの金額に「特別税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特別贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特別贈与財産に対応する税額 [G×A/B]	H	1,220,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 [I×(B-C)/D]	J	3,003,333円
税額 [H+J] (申告書第一表の⑧欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特別贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合  

$$\text{H} = 13,900,000\text{円} \times 40\% (\text{特別税率}) - 1,900,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{G} 3,660,000\text{円}$$

$$\text{H} = 3,660,000\text{円} \times \frac{\text{A} (5,000,000\text{円})}{\text{B} (10,000,000\text{円})} = \text{H} 1,220,000\text{円}$$

$$\text{I} = 13,900,000\text{円} \times 45\% (\text{一般税率}) - 1,750,000\text{円} (\text{控除額}) = \text{I} 4,505,000\text{円}$$

$$\text{I} = 4,505,000\text{円} \times \frac{\text{B} (10,000,000\text{円}) - \text{C} (0\text{円})}{\text{D} (15,000,000\text{円})} = \text{J} 3,003,333\text{円}$$

$$\text{K} = 1,220,000\text{円} + \text{J} 3,003,333\text{円} = \text{K} 4,223,333\text{円}$$





改正後

令和4年贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

Form for the revised 2022 gift tax return. Includes fields for recipient name, date of acquisition, and non-taxable amount calculations (35-42).

注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(旧税特別措置法第40条の4の2第8項の規定により証明されたものをいいます。)

注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)

改正前

令和3年贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

Form for the revised 2021 gift tax return. Includes fields for recipient name, date of acquisition, and non-taxable amount calculations (33-44).

注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(旧税特別措置法第40条の4の2第8項の規定により証明されたものをいいます。)

注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)

第一表の二(令和4年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第一表の二(令和3年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

控用

控用

## 改正後

(削除)

## 改正前

## 〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

## (1) 下記(2)以外の場合（住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年12月31日	
種別	省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
種類	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項（令和3年4月1日以降は第40条の4の2第8項）の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

## (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）（特別住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年12月31日	
種別	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
種類	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

- (注)1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- ・ 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - ・ 同一年に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかりませんので上記(2)の表には該当しません。

## 〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額等」欄  
「住宅資金非課税限度額等」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額、令和元年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額等」欄  
「特別住宅資金非課税限度額等」欄に記載がある場合で、令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の二〇欄の金額の合計額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。

改正後

令和4年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。 (注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所	令和 年 月 日	住宅取得等資金の金額
氏名	令和 年 月 日	
続柄		
生年月日		
住宅取得等資金の合計額	43	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所	令和 年 月 日	住宅取得等資金の金額
氏名	令和 年 月 日	
続柄		
生年月日		
住宅取得等資金の合計額	44	
住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円) (注2)	45	
43のうち非課税の適用を受ける金額	46	
44のうち非課税の適用を受ける金額	47	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (46+47)	48	
43のうち課税価格に算入される金額 (43-46)	49	
44のうち課税価格に算入される金額 (44-47)	50	

不動産番号等の明細

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

不動産番号等の明細	不動産番号
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認

改正前

令和3年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。 (注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所	令和 年 月 日	住宅取得等資金の金額
氏名	令和 年 月 日	
続柄		
生年月日		
住宅取得等資金の合計額	45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所	令和 年 月 日	住宅取得等資金の金額
氏名	令和 年 月 日	
続柄		
生年月日		
住宅取得等資金の合計額	46	
住宅資金非課税限度額(注2)	47	
平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48	
住宅資金非課税限度額の残額 (47-48)	49	
特別住宅資金非課税限度額(注2)に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)	51	
特別住宅資金非課税限度額の残額 (50-51)	52	
45のうち非課税の適用を受ける金額	53	
46のうち非課税の適用を受ける金額	54	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (53+54)	55	
45のうち課税価格に算入される金額 (45-48)	56	
46のうち課税価格に算入される金額 (46-51)	57	

不動産番号等の明細

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

不動産番号等の明細	不動産番号
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

※ 欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認

第一表の三(令和4年分用) 第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

第一表の三(令和3年分用) 第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

改正後

改正前

令和4年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

令和3年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

控用

第一表の三 (令和4年分用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

氏名  
 住所  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

明細① 大② 中③ 小④ 住宅取得等資金の合計額 ④③

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

氏名  
 住所  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

明細① 大② 中③ 小④ 住宅取得等資金の合計額 ④④

住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円)(注2) ④⑤

④③のうち非課税の適用を受ける金額 ④⑥

④④のうち非課税の適用を受ける金額 ④⑦

非課税の適用を受ける金額の合計額(④⑥+④⑦) ④⑧

④③のうち課税価格に算入される金額(④⑧-④⑥) ④⑨

④⑨に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 ④⑩

④④のうち課税価格に算入される金額(④⑧-④④) ④⑪

④⑪に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 ④⑫

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。  
 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産番号等の明細

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	-	-	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

控用

第一表の三 (令和3年分用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

氏名  
 住所  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

明細① 大② 中③ 小④ 住宅取得等資金の合計額 ④⑤

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

氏名  
 住所  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

明細① 大② 中③ 小④ 住宅取得等資金の合計額 ④⑥

住宅資金非課税限度額(注2) ④⑦

平成27年から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④⑧

住宅資金非課税限度額の残額(④⑦-④⑧) ④⑨

特別住宅資金非課税限度額(注2) ④⑩

令和元年度及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3) ④⑪

特別住宅資金非課税限度額の残額(④⑩-④⑪) ④⑫

④⑨のうち非課税の適用を受ける金額 ④⑬

④⑫のうち非課税の適用を受ける金額 ④⑭

非課税の適用を受ける金額の合計額(④⑬+④⑭) ④⑮

④⑮のうち課税価格に算入される金額(④⑮-④⑬) ④⑯

④⑯に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 ④⑰

④⑫のうち課税価格に算入される金額(④⑮-④⑫) ④⑱

④⑱に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。 ④⑲

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。  
 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産番号等の明細

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	-	-	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。  
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(特用)の裏面をご参照ください。



## 改正後

## 改正前

(削除)

## 【非課税限度額】

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

## (1) 下記(2)以外の場合（住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～令和3年12月31日	
種別	省エネ等住宅 <sup>(88)</sup>	1,500万円
種別	上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項（令和3年4月1日以後は第29条の2第8項）の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

## (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)【特別住宅資金非課税限度額】

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年12月31日
種別	省エネ等住宅	3,000万円
種別	上記以外の住宅	2,500万円
		1,500万円
		1,000万円

- 注1 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- ・ 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - ・ 同一年に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
  - 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

## 【非課税の適用を受けた金額】

- (1) 「平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(額)」欄  
「住宅資金非課税限度額(額)」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
- 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額、令和元年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(額)」欄  
「特別住宅資金非課税限度額(額)」欄に記載がある場合で、令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
- 令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三箇欄の金額の合計額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額



改正後

改正前

令和〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正

令和〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	種目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日				
			年	月	日	倍	
特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	所在地	数量	単価	鑑定資産税非併価額	倍放	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
住所							
フリガナ						令和〇〇年〇〇月〇〇日	
氏名							
続柄						令和〇〇年〇〇月〇〇日	
父 1、母 2、祖父 3							
祖母 4、□~□以外 5							
生年月日							
明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4							
財産の価額の合計額 (課税価格)	26						
特別控除額の合計額 (過去2年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円))	27						
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	28						
特別控除額 (②の金額と③の金額のいずれか低い金額)	29						
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④)	30						
②の控除後の課税価格 (②-③) [1,000円未満切捨て]	31						
③に対する税額 (③×20%)	32						
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	33						
差引税額 (③-③)	34						

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	

①... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

③ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	種目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日				
			年	月	日	倍	
特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	所在地	数量	単価	鑑定資産税非併価額	倍放	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
住所							
フリガナ						令和〇〇年〇〇月〇〇日	
氏名							
続柄						令和〇〇年〇〇月〇〇日	
父 1、母 2、祖父 3							
祖母 4、□~□以外 5							
生年月日							
明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4							
財産の価額の合計額 (課税価格)	23						
特別控除額の合計額 (過去2年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円))	24						
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	25						
特別控除額 (②の金額と③の金額のいずれか低い金額)	26						
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④)	27						
②の控除後の課税価格 (②-③) [1,000円未満切捨て]	28						
③に対する税額 (③×20%)	29						
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30						
差引税額 (③-③)	31						

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	
〇	平成 年分	
〇	令和 年分	

①... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

③ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

改正前

死亡した者の令和\_\_年分 贈与税の申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

死亡した者の令和\_\_年分 贈与税の申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日	令和 年 月 日
----	----	------	---------	----------

2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の金額又は恩恵の金額) 円・・・A

3 相続人等の代表者の指定 (贈与税の申告書第一表の金額又は恩恵の金額) 相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1)住所	〒	〒	〒	〒
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(2)氏名				
(3)個人番号又は法人番号				
(4)職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(5)生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6)電話番号				
(7)相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8)相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9)各人の(8)の合計	円			
(10)(8)の(9)に対する割合				
6 各人の納付税額	00円	00円	00円	00円

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	氏名	フリガナ	相続開始年月日	令和 年 月 日
----	----	------	---------	----------

2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の金額又は恩恵の金額) 円・・・A

3 相続人等の代表者の指定 (贈与税の申告書第一表の金額又は恩恵の金額) 相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1)住所	〒	〒	〒	〒
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(2)氏名				
(3)個人番号又は法人番号				
(4)職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄
(5)生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6)電話番号				
(7)相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8)相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9)各人の(8)の合計	円			
(10)(8)の(9)に対する割合				
6 各人の納付税額	00円	00円	00円	00円

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認	身元確認			

(資5-10-4-A4統一) (令4,12)

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認	身元確認			

(資5-10-4-A4統一) (令3,3)

(令和4年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(令和2年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。



改正後

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が振替申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに出提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(株)」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
  - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
  - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和\_\_\_\_\_年分 贈与税の申告書付表」の標題の「\_\_\_\_\_年分」欄  
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄  
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄  
死亡した人の申告書第1表の金額（修正申告の場合は金額）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」  
一緒に申告するかどうにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
  - 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
  - 「氏名」欄  
この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
  - 「個人番号又は法人番号」欄  
この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。  
(注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
  - 「相続分・・・B」欄  
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりとなります。  
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人	相続人	法定相続分
	子がいる場合	配偶者 子
子がいない場合	配偶者 父母	3分の2 3分の1
子も配偶もいない場合	配偶者 兄弟姉妹	4分の3 4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する債権財産の相続時の時価を記入してください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、債権財産の総額に各人の相続分（「5」7) 相続分・・・B) に記入されている各人の割合) を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 各人の納付税額」欄  
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5」7) 相続分・・・B) に記入されている各人の割合) を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が振替申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに出提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(株)」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
  - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
  - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和\_\_\_\_\_年分 贈与税の申告書付表」の標題の「\_\_\_\_\_年分」欄  
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄  
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄  
死亡した人の申告書第一表の金額（修正申告の場合は金額）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」  
一緒に申告するかどうにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
  - 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
  - 「氏名」欄  
この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
  - 「個人番号又は法人番号」欄  
この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。  
(注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
  - 「相続分・・・B」欄  
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりとなります。  
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人	相続人	法定相続分
	子がいる場合	配偶者 子
子がいない場合	配偶者 父母	3分の2 3分の1
子も配偶もいない場合	配偶者 兄弟姉妹	4分の3 4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する債権財産の相続時の時価を記入してください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、債権財産の総額に各人の相続分（「5」7) 相続分・・・B) に記入されている各人の割合) を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 「6 各人の納付税額」欄  
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5」7) 相続分・・・B) に記入されている各人の割合) を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正後

改正前

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けず。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称		② 医療法人の整理番号	
③ 代表者氏名		④ 代表者住所	
⑤ 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
⑥ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
⑦ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

	放棄年月日	年 月 日
--	-------	-------

番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額
	氏名	住所	
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(資5-11-12-A4統-1) (令4.12)

第一表の付表三 (令和4年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けず。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称		② 医療法人の整理番号	
③ 代表者氏名		④ 代表者住所	
⑤ 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
⑥ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
⑦ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

	放棄年月日	年 月 日
--	-------	-------

番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額
	氏名	住所	
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(資5-11-12-A4統-1) (令元.10)

第一表の付表四 (令和元年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

## 改正後

## 書きかた等

## 《使用目的》

この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。

## 《申告書（第一表）の書きかた》

この明細書を提出する場合の申告書（第一表）については、次のとおり記入します。

- 1 「住所」欄は、医療法人の所在地を記入します。
  - 2 「氏名」及び「フリガナ」欄は、医療法人の名称及びフリガナを記入します。
  - 3 「個人番号又は法人番号」欄は、医療法人の法人番号を記入します。
- なお、その年中に、他に贈与により財産を取得していない場合には「Ⅰ 暦年課税分」から「Ⅲ 合計」までの各欄についての記入は不要です。

## 《明細書の書きかた等》

- 1 「Ⅰ 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑤欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - (2) ⑥欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。
  - (3) ⑦欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 2 「Ⅱ 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「Ⅰの①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。
  - (2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。
  - (3) 「持分の放棄によりⅠの①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。
- 3 租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、Ⅰの①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。

## 改正前

## 書きかた等

## 《使用目的》

この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。

## 《申告書（第一表）の書きかた》

この明細書を提出する場合の申告書（第一表）については、次のとおり記入し、代表者印を押印します。

- 1 「住所」欄は、医療法人の所在地を記入します。
  - 2 「氏名」及び「フリガナ」欄は、医療法人の名称及びフリガナを記入します。
  - 3 「個人番号又は法人番号」欄は、医療法人の法人番号を記入します。
- なお、その年中に、他に贈与により財産を取得していない場合には「Ⅰ 暦年課税分」から「Ⅲ 合計」までの各欄についての記入は不要です。

## 《明細書の書きかた等》

- 1 「Ⅰ 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑤欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - (2) ⑥欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。
  - (3) ⑦欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 2 「Ⅱ 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「Ⅰの①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。
  - (2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。
  - (3) 「持分の放棄によりⅠの①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。
- 3 租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、Ⅰの①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書  
【住宅取得等資金の非課税分に係る明細】

(通知用)

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

（第一表の二）（令和4年分用）

○課税標準等の計算明細

区	分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額	①			
住宅取得等資金の合計額	②			
住宅資金非課税限度額	③			
①のうち非課税の適用を受ける金額	④			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ④ + ⑤ )	⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ④ )	⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑤ )	⑧			

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-3-1-A4統→)

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書  
【住宅取得等資金の非課税分に係る明細】

(通知用)

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

（第一表の二）（令和3年分用）

○課税標準等の計算明細

区	分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額	①			
住宅取得等資金の合計額	②			
住宅資金非課税限度額	③			
平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ )	⑤			
特別住宅資金非課税限度額	⑥			
令和元年年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	⑦			
特別住宅資金非課税限度額の残額 ( ⑥ - ⑦ )	⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑨ + ⑩ )	⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑨ )	⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑩ )	⑬			

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-3-1-A4統→)



改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の④欄又は⑤欄の金額は、「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の④欄又は⑤欄の金額は、「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の三) (令和4年分用)

(第一表の三) (令和3年分用)

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ④ + ⑤ ) ⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ④ ) ⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑤ ) ⑧			

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 特別住宅資金非課税限度額の残額 ( ⑥ - ⑦ ) ⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑨ + ⑩ ) ⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑨ ) ⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑩ ) ⑬			

## 改正後

税務署  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

名簿番号

## 買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ	( )		
氏 名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
租税特別措置法 第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項  
震災特例法 第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数 量	㎡	
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数 量	㎡	
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の 第____号 第____号 (2区・2区以外の集住地域・集住地域以外の地域)	}	
	② 第37条の5第1項の表の 第____号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第____号 (中高層の耐火共同住宅)		
2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第____号 ( )			
取 得 価 額 の 見 積 額	円	取 得 予 定 年 月 日	年 月 日
付 記 事 項			

② 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士	電話番号		
-------	------	--	--

## 改正前

税務署  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

名簿番号

## 買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ	( )		
氏 名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文  
租税特別措置法 第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項  
震災特例法 第\_\_\_\_条第\_\_\_\_項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数 量	㎡	
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数 量	㎡	
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の 第____号 第____号 (2区・2区以外の集住地域・集住地域以外の地域)	}	
	② 第37条の5第1項の表の 第____号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第____号 (中高層の耐火共同住宅)		
2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第____号 ( )			
取 得 価 額 の 見 積 額	円	取 得 予 定 年 月 日	年 月 日
付 記 事 項			

② 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士	電話番号		
-------	------	--	--

## 改正後

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- ① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
- ② 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

## 改正前

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- ① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
- ② 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

この欄には  
記入しないで  
ください。

提出日付の年	月	日	(編印)	番 号
年	月	日		

### 代替資産の取得期限延長承認申請書

 税務署長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住 所 〒	電 ( )
		年分 申告時の住所	
		フリガナ	
		氏 名	

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

#### 1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類		数 量	m <sup>2</sup>
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

#### 2 代替資産に関する事項

資産の種類	構 造	数 量	m <sup>2</sup>
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

#### 3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

.....

.....

#### 4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書に記載のとおり

.....

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-8-1-A4統-)  
(令和4年分以降用)  
R4.11

### 代替資産の取得期限延長承認申請書

 税務署長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住 所 〒	電 ( )
		年分 申告時の住所	
		フリガナ	
		氏 名	

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

#### 1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類		数 量	m <sup>2</sup>
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

#### 2 代替資産に関する事項

資産の種類	構 造	数 量	m <sup>2</sup>
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日		年 月 日	
新たに承認を受けようとする取得予定年月日		年 月 日	

#### 3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

.....

.....

#### 4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

.....

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には  
記入しないで  
ください。

提出日付の年	月	日	(編印)	番 号
年	月	日		

(資0-8-1-A4統-)  
(平成25年分以降用) R3.3

## 改 正 後

## 代替資産の取得期限延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第 22 条第 19 項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

## 2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第 22 条第 19 項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

## 改 正 前

## 代替資産の取得期限延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

## 2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

改正後

改正前

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	申請者 フリガナ 氏名	住所 〒 フリガナ 氏名	電 話 ( ) -
--------------------	-------------------	-----------------------	-----------------

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地	資産の種類	数 量	譲渡価額 円 譲渡年月日 年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

取得資産の該当条項	数 量	取得価額の見積額 円 取得予定年月日 年 月 日 認定を受けようとする年月日 年 月 日
1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の 第 号 第4号（区、市区以外の集落地・農土地以外の地） ② 第37条の5第1項の表の 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅）		
2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号（ ）		

やむを得ない事情の詳細

問与税理士	電話番号
-------	------

(資6-80-1-A4 施) B4.11



税務署長 令和 年 月 日提出	申請者 フリガナ 氏名	住所 〒 フリガナ 氏名	電 話 ( ) -
--------------------	-------------------	-----------------------	-----------------

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地	資産の種類	数 量	譲渡価額 円 譲渡年月日 年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

取得資産の該当条項	数 量	取得価額の見積額 円 取得予定年月日 年 月 日 認定を受けようとする年月日 年 月 日
1 租税特別措置法 ① 第37条第1項の表の 第 号 第4号（区、市区以外の集落地・農土地以外の地） ② 第37条の5第1項の表の 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅）		
2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号（ ）		

やむを得ない事情の詳細

問与税理士	電話番号
-------	------

この申請書の提出に当たって  
以下の事項を必ず記載してください。  
(資6-80-1-A4 施) B4.11

改 正 後

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。  
 (注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。  
 2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。  
 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。  
 (注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。  
 2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正後

改正前

〒	通信口付印の年月日	確認	年分	名称番号
	年 月 日			

〒	通信口付印の年月日	確認	年分	名称番号
	年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【特定非常災害用】

【特定非常災害用】

 税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 〒	電話 ( )
	フリガナ	年分 申告時の住所	
	氏名		

 税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 〒	電話 ( )
	フリガナ	年分 申告時の住所	
	氏名		

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

1 譲渡資産に関する事項

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

所在地	
資産の種類	数量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数量	m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)			
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日			
取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）	年 月 日			

資産の種類	数量	m <sup>2</sup>	取得価額の見積額	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)			
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日			
取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）	年 月 日			

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------



改正後

改正前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書  
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の捺印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（指法33②）	租税特別措置法第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（指法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（指法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（指法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（指法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（指法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の捺印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（指法33②）	租税特別措置法第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（指法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（指法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（指法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（指法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（指法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37条第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

この欄には  
記入しないで  
ください。 → 税務署長  
宛書  
通信日付印の年月日 (郵便) 番 号 番 号

### 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

### 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

⑨ この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第27条第3項・震災特別法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

⑩ この届出書が資産を売却した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第27条第3項・震災特別法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

(印)

税務署長	〒						
令和 年 月 日提出	フリガナ	氏名	電話	( )			

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項  
震災特別法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

**1 取得した資産（先行取得資産）**

種 類					
規 模					
所 在 地					
用 途					
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取得価額	円	円	円	円	円

**2 譲渡予定資産**

種 類					
-----	--	--	--	--	--

**3 その他参考となる事項**

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-73-1-A-4紙-)  
R1.11

(印)

税務署長	〒						
令和 年 月 日提出	フリガナ	氏名	電話	( )			

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項  
震災特別法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

**1 取得した資産（先行取得資産）**

種 類					
規 模					
所 在 地					
用 途					
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
取得価額	円	円	円	円	円

**2 譲渡予定資産**

種 類					
-----	--	--	--	--	--

**3 その他参考となる事項**

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には  
記入しないで  
ください。 → 税務署長  
宛書  
通信日付印の年月日 (郵便) 番 号 番 号

(資6-73-1-A-4紙-)  
R3.2

## 改正後

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設及び製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ⑤ 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。  
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

## 改正前

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ⑤ 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。  
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改正後

【令和〇〇年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話( )	名簿番号
番号	番号	番号
氏名(フリガナ)	職業	関与 税理士(電簿)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種別	利用状況	数
所在地等			

譲渡先の住所(所在地)	氏名(名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

譲渡理由	代金の受領状況	譲渡価額
<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他( )	1回目 年 月 日 円 2回目 年 月 日 円 3回目 年 月 日 円 未収金 年 月 日 円 (予定)	① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先住所(所在地)	支払先氏名(名称)	購入支払年月日	購入支払価額
譲渡資産の購入代金				・	円
に要した費用				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 円 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先住所(所在地)	支払先氏名(名称)	支払年月日	支払金額
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A収入金額(1)	B必要経費(2+3)	C差引金額(A-B)	D特別控除額	E譲渡所得金額(C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

改正前

【令和〇〇年分】  
譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表)  
【総合譲渡用】

住所	電話( )	名簿番号
番号	番号	番号
氏名(フリガナ)	職業	関与 税理士(電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種別	利用状況	数
所在地等			

譲渡先の住所(所在地)	氏名(名称)	職業
売買契約の日 年 月 日	引き渡した日 年 月 日	登記・登録等の日 年 月 日

【参考事項】

譲渡理由	代金の受領状況	譲渡価額
<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため <input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他( )	1回目 年 月 日 円 2回目 年 月 日 円 3回目 年 月 日 円 未収金 年 月 日 円 (予定)	① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先住所(所在地)	支払先氏名(名称)	購入支払年月日	購入支払価額
譲渡資産の購入代金				・	円
に要した費用				・	円
				・	円
				・	円
小計				※	円

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 円 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先住所(所在地)	支払先氏名(名称)	支払年月日	支払金額
				・	円
				・	円
				・	円
譲渡費用				③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A収入金額(1)	B必要経費(2+3)	C差引金額(A-B)	D特別控除額	E譲渡所得金額(C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容を「申告書第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

改正後

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合(※)の譲渡所得の計算

※ 買換え(交換・代替)の特例の適用を受けた場合、買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産を計算したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額の計算は、その資産の実際の取得価額ではなく、繰減(売却)された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日. Includes a summary row for total value.

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額. Includes a summary row for total value.

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table for specific business asset exchange: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額. Includes a summary row.

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table for fixed asset exchange: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額. Includes a summary row.

【記載上の注意事項】

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 繰減(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その繰減(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただくことも差し支えありません。
○ また、繰減(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)のごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上位に、その合計額を記載してください。
○ 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得・長期譲渡所得の額に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の500万円の特別控除の適用を受ける場合には、その500万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
○ またしご賠償、損害、保費又は償済の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費計算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「債利長相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。
○ 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権」に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)「(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)」で計算した金額を「2」の2欄に記載してください。

改正前

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日. Includes a summary row for total value.

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額. Includes a summary row for total value.

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table for specific business asset exchange: 区分, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額. Includes a summary row.

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table for fixed asset exchange: 区分, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額. Includes a summary row.

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 繰減(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その繰減(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただくことも差し支えありません。
○ また、繰減(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)のごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上位に、その合計額を二枚書きで記載してください。
○ 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得・長期譲渡所得の額に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の500万円の特別控除の適用を受ける場合には、その500万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
○ またしご賠償、損害、保費又は償済の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「債利長相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。
○ 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権」に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)「(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)」で計算した金額を「2」の2欄に記載してください。



改正後

改正前

相続財産の取得費に加工される相続税の計算明細書

相続財産の取得費に加工される相続税の計算明細書

○この特例は、相続税の記載に当たっては、要面を参照してください。  
 ○平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書の提出先
相続税の申告書の提出した日	年月日	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加工される相続税額の計算

所在地			
種類			
利用状況	数量		
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	④	円	円
相続税の課税価格	⑤	円	
相続税額	⑥	円	
取得費に加工される相続税額	⑦	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の⑦の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	円	
3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合	円	
算出税額	①	円
相次相続控除額	②	円
相次相続控除額	③	円
合計(①+②+③)	④	円
配偶者の税額軽減額	⑤	円
未成年者控除額	⑥	円
障害者控除額	⑦	円
外国税額控除額	⑧	円
医療法人持分税額控除額	⑨	円
計(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	⑩	円
相続税額(④-⑩)	⑪	円

関与税理士 電話番号

○この特例は、相続税の記載に当たっては、要面を参照してください。  
 ○平成二十七年一月一日以後相続開始用

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書の提出先
相続税の申告書の提出した日	年月日	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加工される相続税額の計算

所在地			
種類			
利用状況	数量		
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	④	円	円
相続税の課税価格	⑤	円	
相続税額	⑥	円	
取得費に加工される相続税額	⑦	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の⑦の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	円	
3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合	円	
算出税額	①	円
相次相続控除額	②	円
相次相続控除額	③	円
合計(①+②+③)	④	円
配偶者の税額軽減額	⑤	円
未成年者控除額	⑥	円
障害者控除額	⑦	円
外国税額控除額	⑧	円
医療法人持分税額控除額	⑨	円
計(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	⑩	円
相続税額(④-⑩)	⑪	円

関与税理士 電話番号

## 改正後

## 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

## 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換資金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した交換資金等の額}}{\text{取得した交換資金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - \text{代替資産又は買換資産の取得価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した補償金等の額}}{\text{取得した補償金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

(5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(㉔)の金額} + \text{支払代償金}}$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

## 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

## 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

## 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。
- なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。
- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換資金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した交換資金等の額}}{\text{取得した交換資金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - \text{代替資産又は買換資産の取得価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{取得した補償金等の額}}{\text{取得した補償金等の額} + \text{交換取得資産の価額}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] \times \frac{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に对应する収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}}$$

(5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{㉔の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額}} \right] - \text{支払代償金} \times \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格(㉔)の金額} + \text{支払代償金}}$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

## 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。





改 正 後	改 正 前
<p>保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書</p> <p><b>1 使用目的</b></p> <p>この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b></p> <p>(1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。</p> <p>(3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。</p>	<p>保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書</p> <p><b>1 使用目的</b></p> <p>この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。</p> <p><b>2 記載要領等</b></p> <p>(1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。</p> <p>(3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

この欄には  
記入しないで  
ください。 通付日付印の年月日 (確認) 名簿番号  
年 月 日

この欄には  
記入しないで  
ください。 通付日付印の年月日 (確認) 名簿番号  
年 月 日



一団の宅地等の用に供する旨の確約書



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額
		m <sup>2</sup>	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等                  予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第_____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一団の宅地</li> <li>・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> <li>・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> </ul> <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額
		m <sup>2</sup>	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等                  予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第_____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一団の宅地</li> <li>・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> <li>・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> </ul> <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

## 改正後

## 改正前

## 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

## 2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

## 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

## 2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

改正後

改正前

この欄には  
記入しないで  
ください。→

税務署 〒	通信日付印の年月日 (年) (月) (日)	(郵便)	番 号	番号補綴
----------	--------------------------	------	-----	------

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

 税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話) ( )
	申請者	氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号
事務所等	所在地(電話) ( )	名称 代表者又は責任者

 税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話) ( )
	申請者	氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号
事務所等	所在地(電話) ( )	名称 代表者又は責任者

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

- やむを得ない事情等
- 1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号該当
  - 2 上記事由の詳細
  - 3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号に該当する事業の場合における同条第<sup>※2</sup>項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 年 月 日

- やむを得ない事情等
- 1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号該当
  - 2 上記事由の詳細
  - 3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項第 号に該当する事業の場合における同条第<sup>※2</sup>項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 年 月 日

- 当該事業の完成予定
- 1 着工予定年月日 年 月 日
  - 2 完成予定年月日 年 月 日
  - 3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) 年 月 日

- 当該事業の完成予定
- 1 着工予定年月日 年 月 日
  - 2 完成予定年月日 年 月 日
  - 3 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) 年 月 日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-64-A4統-1)  
6.11

(資6-64-A4統-1)  
6.11

この欄には  
記入しないで  
ください。→

税務署 〒	通信日付印の年月日 (年) (月) (日)	(郵便)	番 号	番号補綴
----------	--------------------------	------	-----	------

## 改正後

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

## 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

## 改正前

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

## 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

この欄には  
お印をください

通信日付印の年月日	(総説)	年分	名簿番号
年 月 日			

この欄には  
お印をください

通信日付印の年月日	(総説)	年分	名簿番号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書  
【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署長  令和 年 月 日 提出	申請者  事務所等	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号	
		所在地(電話)	( )
		名称	
		代表者又は責任者	

税務署長  令和 年 月 日 提出	申請者  事務所等	住所又は所在地(電話)	〒 ( )
		氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号	
		所在地(電話)	( )
		名称	
		代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※2</sup>項第<sup>※3</sup>号に該当する事業の場合における同条第<sup>※3</sup>項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※2</sup>項第<sup>※3</sup>号に該当する事業の場合における同条第<sup>※3</sup>項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

当該事業の完成予定年月日等

1 完成予定年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

当該事業の完成予定年月日等

1 完成予定年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

問与税理士	電話番号
-------	------

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

問与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

## 改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【特定非常災害用】

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

【※1】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年5月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【※2】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年5月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

【※3】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年5月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

## 2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

## 改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書  
【特定非常災害用】

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

【※1】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【※2】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

【※3】

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

## 2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

この欄には  
印のないで  
ください。 税務署  
名簿番号

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所) ( )	氏名 (旧姓) ( )	電 ( ) 話 ( )
--------------------	-----	-----------------	----------------	----------------

私が、〔平成  
令和〕 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措  
置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に  
確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部  
一部〕が同条第2項第 号に掲  
げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等 のための譲渡に該当するこ ととなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資6-71-1-A4統一)  
83.1

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者	住所 (旧住所) ( )	氏名 (旧姓) ( )	電 ( ) 話 ( )
--------------------	-----	-----------------	----------------	----------------

私が、〔平成  
令和〕 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措  
置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に  
確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部  
一部〕が同条第2項第 号に掲  
げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等 のための譲渡に該当するこ ととなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には  
印のないで  
ください。 税務  
署  
名簿番号

(資6-71-1-A4統一)  
83.3



## 改正後

## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の譲渡の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

## ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成24年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

## 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

## 改正前

## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

## ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

## 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

改正前

1面

1面

譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

譲渡所得の内訳書  
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。...

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。...

Form with fields for 現住所 (前住所), フリガナ氏名, 電話番号 (連絡先), and 職業.

Form with fields for 現住所 (前住所), フリガナ氏名, 電話番号 (連絡先), and 職業.

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

Form for 関与税理士名 (電話)

Form for 関与税理士名 (電話)

- 記載上の注意事項
○ この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

- 記載上の注意事項
○ この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

Table with columns: 区分, 木造, 木骨モルタル, (鉄骨)鉄筋コンクリート, 金属造①, 金属造②. Rows: 償却率, 0.031, 0.034, 0.015, 0.036, 0.025.

Table with columns: 区分, 木造, 木骨モルタル, (鉄骨)鉄筋コンクリート, 金属造①, 金属造②. Rows: 償却率, 0.031, 0.034, 0.015, 0.036, 0.025.

[注] [金属造①] .....軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
[金属造②] .....軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

[注] [金属造①] .....軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
[金属造②] .....軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和4年分以降用)

R4.11

5面

(令和3年分以降用)

R3.11

改正後

改正前

2 面 名簿番号

2 面 名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) この土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

(1) この土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番 (住居表示)

所在地番 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地 建物 利用状況 売買契約日

土地 建物 利用状況 売買契約日

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

共有者の住所・氏名表

共有者の住所・氏名表

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主 住所 氏名 職業 ① 譲渡価額

買主 住所 氏名 職業 ① 譲渡価額

【参考事項】

【参考事項】

代金の受領状況表

代金の受領状況表

お売りになった理由

お売りになった理由

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、...

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、...



改正後

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	{イ} 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	{ロ} 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② (イ)+(ロ)-(ハ) 円
<input type="checkbox"/> 標準	円 × 0.9 ×	×	= 円	

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② 取得費

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期		円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期		円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

整理欄

改正前

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	{イ} 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	{ロ} 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② (イ)+(ロ)-(ハ) 円
<input type="checkbox"/> 標準	円 × 0.9 ×	×	= 円	

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② 取得費

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期		円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期		円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

整理欄

改正後

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額の計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	毎割賦(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。なお、税務署にも用紙としてあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

〔2面〕・〔3面〕で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・取用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など】

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
取用代替 上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① ≤ ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
① > ④		円	円	円
短期 長期	措法 条の			

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正前

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額の計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	毎割賦(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。なお、税務署にも用紙としてあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

〔2面〕・〔3面〕で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・取用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など】

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
取用代替 上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① ≤ ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
① > ④		円	円	円
短期 長期	措法 条の			

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正後

改正前

5面

【令和 年分】

フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号
--------	-----------	------

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所				
	居住期間 年 月 ~ 年 月				
	所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分
被相続人居住用家屋	㉑	㎡	—	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	㉒	㎡	—	—	—

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	㉓	㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	㉔	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	㉕
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left( \text{㉓} \times \frac{\text{㉒}}{\text{㉒} + \text{㉔}} \right) \times \frac{\text{㉔}}{\text{㉒}}$				㎡

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所			
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	㉖ 家屋	㉗ 敷地等	㉘ 敷地等	㉙ 家屋	㉚ 敷地等
	—	—	—	—	—
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日	譲渡の対価の額	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(令和4年分以降用) R4.11

5面

【令和 年分】

フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号
--------	-----------	------

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日	年	月	日
	死亡の時にける住所				
	居住期間 年 月 ~ 年 月				
	所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分
被相続人居住用家屋	㉑	㎡	—	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	㉒	㎡	—	—	—

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	㉓	㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	㉔	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	㉕
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left( \text{㉓} \times \frac{\text{㉒}}{\text{㉒} + \text{㉔}} \right) \times \frac{\text{㉔}}{\text{㉒}}$				㎡

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所			
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	㉖ 家屋	㉗ 敷地等	㉘ 敷地等	㉙ 家屋	㉚ 敷地等
	—	—	—	—	—
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日	譲渡の対価の額	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(令和元年分以降用) R3.11



改 正 後

【参考事項】

- 二以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の処分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。  
(その他)

【建築物の位置関係等】

改 正 前

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の処分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。  
(その他)

【建築物の位置関係等】

改正後

改正前

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は居所)フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

Table with 3 columns: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄)の「上場株式等」の③欄の括弧内の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: 種目・所得の生ずる場所, 利子等・配当等の収入金額(税込), 配当所得に係る負債の利子

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 2 columns: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は居所)フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

Table with 3 columns: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄)の「上場株式等」の③欄の括弧内の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: 種目・所得の生ずる場所, 利子等・配当等の収入金額(税込), 配当所得に係る負債の利子

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 2 columns: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。



改正後

改正前

2 面 (確定申告書付表)

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和__年分)	A (前年分の付表の①欄の金額) 円	D (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分 (令和__年分)	B (前年分の付表の①欄の金額)	E (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑦ (B - E - ⑥) 円
本年の前年分 (令和__年分)	C (前年分の付表の①欄の金額)	F (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑧ (C - F - ⑥) 円
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D + E + F + H)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G + I)	⑩	申告書第三表へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③ + ⑦ + ⑧)	⑪	申告書第三表へ(※2)	円

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	A (前年分の付表の①欄の金額) 円	D (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の2年前分 (平成__年分)	B (前年分の付表の①欄の金額)	E (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑦ (B - E - ⑥) 円
本年の前年分 (平成__年分)	C (前年分の付表の①欄の金額)	F (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑧ (C - F - ⑥) 円
本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D + E + F + H)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G + I)	⑩	申告書第三表へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③ + ⑦ + ⑧)	⑪	申告書第三表へ(※2)	円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

(注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。  
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。  
また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。
- |   |   |         |   |
|---|---|---------|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) | ⑫ | 申告書第三表へ | 円 |
|---|---|---------|---|
- ※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。
- |   |   |         |   |
|---|---|---------|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) | ⑫ | 申告書第三表へ | 円 |
|---|---|---------|---|
- ※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

一連番号 1 面

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (特定投資株式に係る 譲渡損失の損益の計算 及び繰越控除用)

住所又は居所 フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 4 項 (特定投資株式 (いわゆるエンジェル税制の対象となる株式) に係る譲渡損失の損益の計算) 又は第 7 項 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除) の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り) 以下「分離課税配当所得等金額」といいます。) の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の 2 も同じです。)

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 4 columns: 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes sub-headers and checkboxes.

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の 1 画) の②の金額) のみ記載します。

Table for 2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額. Columns for ⑤ and ⑥.

Table for 3) 本年分の損益通算等前の分離課税配当所得等金額. Columns for ⑦ and ⑧.

Table for 4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額. Columns for ⑨, ⑩, ⑪.

(令和 4 年分以降用) R4.11

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

一連番号 1 面

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (特定投資株式に係る 譲渡損失の損益の計算 及び繰越控除用)

住所又は居所 フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 2 第 4 項 (特定投資株式 (いわゆるエンジェル税制の対象となる株式) に係る譲渡損失の損益の計算) 又は第 7 項 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除) の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り) 以下「分離課税配当所得等金額」といいます。) の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の 2 も同じです。)

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 4 columns: 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額. Includes sub-headers and checkboxes.

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の 1 画) の②の金額) のみ記載します。

Table for 2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額. Columns for ⑤ and ⑥.

Table for 3) 本年分の損益通算等前の分離課税配当所得等金額. Columns for ⑦ and ⑧.

Table for 4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額. Columns for ⑨, ⑩, ⑪.

(令和 2 年分以降用) R2.11

この付表は、申告書と一緒に提出してください。





改正後

改正前

1面

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 収入金額, 譲渡による収入金額, その他の収入, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 前欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑩欄の金額は、「上場株式等」の⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑩欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合、繰越損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

R4.11

1面

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

Table with columns: 収入金額, 譲渡による収入金額, その他の収入, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 前欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑩欄の金額は、「上場株式等」の⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑩欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合、繰越損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

R3.11

改正後

改正前

2 面 (計算明細書)

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額 円	取得費(取得価額) 円	譲渡のための委託手数料 円	取得年月日
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
合計		一般株式等			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額 円	取得費(取得価額) 円	譲渡のための委託手数料 円	取得年月日
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
一般株式等・上場株式等	・	・						・
一般株式等・上場株式等	・	・						(・)
合計		一般株式等			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改正後

改正前

1面

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和 年分】

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書  
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和 年分】

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所) ( ) フリガナ氏名 ( )  
電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ( )

住所(前住所) ( ) フリガナ氏名 ( )  
電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

(単位：円)

1 所得金額の計算

(単位：円)

Table with columns: 収入金額, 譲渡による収入金額, 所得金額, etc. Rows include 譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の取得損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した費用の控除, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益の計算要する所得金額, 本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

Table with columns: 収入金額, 譲渡による収入金額, 所得金額, etc. Rows include 譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の取得損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した費用の控除, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益の計算要する所得金額, 本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の13の2に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の区分は「非」の区分については、同法に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を計算（計算）により記載してください。  
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の13の2第1項の規定により、同法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。  
※2 市価の金額は、「特定（転売）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、市価の金額を算定して記載します（「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から記載します。）。また、市価の金額が「0の金額（0の金額）」の区分は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の区分にその金額を記載して、「上場株式等」の「公開等特定株式分」の区分にその金額を記載して記載します。  
※3 「一般株式等」の市価の金額は市価の金額が0又は非市場の場合にはその金額を、「上場株式等」の市価の金額は市価の金額が0又は非市場の場合にはその金額を、②欄の0の計算を行うに当たります。  
※4 ④欄「繰越及び引当の金額は、所有権及び権利持分所有権の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」で計算した金額に基づき記載します。  
※5 ⑤欄「差引金額」の金額が赤字で、特定投資株式による非市場の金額がない場合は、申告書第三表の⑤欄へ0を記載し、「上場株式等」の金額が相対取引による非市場の金額は、申告書第三表の⑤欄へ0を記載します。  
※6 ⑥欄「所得の金額」の金額が0又は非市場の場合には記載しません。また、⑥欄の金額を申告書へ転記する際に当たって申告書第三表の⑥欄の金額が0の金額が記載された場合には、投資業に該当しません。  
整理欄 (令和4年分以降用) R4.1)

(注) 租税特別措置法第37条の13の2に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の区分は「非」の区分については、同法に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を計算（計算）により記載してください。  
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の13の2第1項の規定により、同法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。  
※2 市価の金額は、「特定（転売）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、市価の金額を算定して記載します（「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から記載します。）。また、市価の金額が「0の金額（0の金額）」の区分は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の区分にその金額を記載して、「上場株式等」の「公開等特定株式分」の区分にその金額を記載して記載します。  
※3 「一般株式等」の市価の金額は市価の金額が0又は非市場の場合にはその金額を、「上場株式等」の市価の金額は市価の金額が0又は非市場の場合にはその金額を、②欄の0の計算を行うに当たります。  
※4 ④欄「繰越及び引当の金額は、所有権及び権利持分所有権の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」で計算した金額に基づき記載します。  
※5 ⑤欄「差引金額」の金額が赤字で、特定投資株式による非市場の金額がない場合は、申告書第三表の⑤欄へ0を記載し、「上場株式等」の金額が相対取引による非市場の金額は、申告書第三表の⑤欄へ0を記載します。  
※6 ⑥欄「所得の金額」の金額が0又は非市場の場合には記載しません。また、⑥欄の金額を申告書へ転記する際に当たって申告書第三表の⑥欄の金額が0の金額が記載された場合には、投資業に該当しません。  
整理欄 (令和3年分以降用) R3.1)

改正後

改正前

2面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes summary row for '合計(上場株式等(特定口座))'.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table for calculation of value loss of specific investment shares. Columns: ① 特定銘柄数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②).

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定銘柄数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table for calculation of number of shares of public etc. specific shares. Columns: ① 譲渡の時の直前の特定銘柄数, ② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数, ③ 公開等特定株式に該当する株式数.

③ ①「譲渡の時の直前の特定銘柄数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定銘柄数」欄の株式数を記載してください。②「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を指します。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table for calculation of income amount of public etc. specific shares. Columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows for different calculation methods based on A and B values.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table for details of shares transferred outside specific accounts. Columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等, 譲渡による収入金額, 取得費(取得価額), 譲渡のための委託手数料, 取得年月日.

※1 特定利付債券等については証券特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

2面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes summary row for '合計(上場株式等(特定口座))'.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table for calculation of value loss of specific investment shares. Columns: ① 特定銘柄数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②).

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定銘柄数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table for calculation of number of shares of public etc. specific shares. Columns: ① 譲渡の時の直前の特定銘柄数, ② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数, ③ 公開等特定株式に該当する株式数.

③ ①「譲渡の時の直前の特定銘柄数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定銘柄数」欄の株式数を記載してください。②「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を指します。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table for calculation of income amount of public etc. specific shares. Columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows for different calculation methods based on A and B values.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table for details of shares transferred outside specific accounts. Columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等, 譲渡による収入金額, 取得費(取得価額), 譲渡のための委託手数料, 取得年月日.

※1 特定利付債券等については証券特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

【令和\_\_年分】

整理番号

住所(前住所) (フリガナ氏名) 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ( )

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第\_\_号(特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
□ 租税特別措置法第41条の19第1項第\_\_号(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
□ 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄: 】

Table with columns for acquisition status and movement status, including year, month, date, and number of shares.

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

Table for calculating the amount required for acquisition of specific (new) shares, with 5 rows for different calculation steps.

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用場合に記載します。
○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の□に☑してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合は除きます。）は、下記欄に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれかに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）をご覧ください。
○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用) R4.11

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所(前住所) (フリガナ氏名) 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ( )

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第\_\_号(特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
□ 租税特別措置法第41条の19第1項第\_\_号(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
□ 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄: 】

Table with columns for acquisition status and movement status, including year, month, date, and number of shares.

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

Table for calculating the amount required for acquisition of specific (new) shares, with 5 rows for different calculation steps.

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用場合に記載します。
○ 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の□に☑してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合は除きます。）は、下記欄に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれかに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
○ これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）をご覧ください。
○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用) R3.11



改正後

改正前

記載要領等

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（令和3年改正前震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（令和3年改正前震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。  
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）  
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対  
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続  
 株式の分割・・・・・・・・・・分割  
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当  
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡  
 贈与・・・・・・・・・・贈与  
 株式の併合・・・・・・・・・・併合  
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算  
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。  
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。  
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計  
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数  
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。  

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計}]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計}}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。  
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。  
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）  
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対  
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続  
 株式の分割・・・・・・・・・・分割  
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当  
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡  
 贈与・・・・・・・・・・贈与  
 株式の併合・・・・・・・・・・併合  
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算  
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産
- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の従事者」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。  
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。  
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計  
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数  
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。  

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計}]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計}}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。  
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は郵便番号) フリガナ 氏名 電話( ) 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 譲渡先住所又は所在地, 譲渡先氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 得価却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤).

2 買換えた資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所又は所在地, 買入れ先氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄 貸借課税部門 個人課税部門 純損失(有・無)

(令和4年分以降用)

「租税特別措置法第41条の5用」 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【令和\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は郵便番号) フリガナ 氏名 電話( ) 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 譲渡先住所又は所在地, 譲渡先氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 得価却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤).

2 買換えた資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所又は所在地, 買入れ先氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先.

関与税理士名 (電話)

税務署 整理欄 貸借課税部門 個人課税部門 純損失(有・無)

(令和3年分以降用)

「租税特別措置法第41条の5用」 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれかの金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれかの金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。



改正後

改正前

整理番号

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所 (又は 事業所 等)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

住所 (又は 事業所 等)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書第一表④及び申告書第三表⑤の金額の合計額又は申告書第四表⑥の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表④及び申告書第三表⑤の金額の合計額又は申告書第四表⑥の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

(令和4年分以降用)

(令和3年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和5年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) ①の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) ①又は②の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) ①の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類(※)を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。税務署にお尋ねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をすることがあります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうちに掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) ①の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) ①又は②の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) ①の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類(※)を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 別荘地等)	フリガナ 氏名	電話 番号	( )
--------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況 面積		㎡	㎡
居 住 期 間		年月～年月	
譲渡住所又は所在地			
先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円	
譲渡した年月日		年月日	年月日
資産を取得した時期		年月日	年月日
譲 渡 価 額 ②	円	円	円
取 取 得 価 額 ③	円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ④	円	円	円
費 差 引 ( ③ - ④ ) ⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 ( ② - ⑤ - ⑥ ) ⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に記載してください。

関与税理士名  
(電話)

税務署  
整理欄

資産課税部門	個人課税部門
純損失 (有/無)	

(令和4年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【令和\_\_年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》  
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 別荘地等)	フリガナ 氏名	電話 番号	( )
--------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況 面積		㎡	㎡
居 住 期 間		年月～年月	
譲渡住所又は所在地			
先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円	
譲渡した年月日		年月日	年月日
資産を取得した時期		年月日	年月日
譲 渡 価 額 ②	円	円	円
取 取 得 価 額 ③	円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ④	円	円	円
費 差 引 ( ③ - ④ ) ⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 ( ② - ⑤ - ⑥ ) ⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に記載してください。

関与税理士名  
(電話)

税務署  
整理欄

資産課税部門	個人課税部門
純損失 (有/無)	

(令和3年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 改正後

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めするために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**(㉔)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

## 改正前

## 記載要領等

## 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めするために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**(㉔)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
  - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
  - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所 (又は 事業所 等)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

住所 (又は 事業所 等)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算  
(赤字の金額は、△を付けて書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書第一表及び申告書第三表⑦・⑧の金額の合計額又は申告書第四表⑨の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書第一表⑩及び申告書第三表⑦・⑧の金額の合計額又は申告書第四表⑨の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の⑧、⑨の金額の合計額とします。  
 (令和4年分以降用)

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の⑧、⑨の金額の合計額とします。  
 (令和3年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

## 改正後

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分のみ長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー参照）。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

## 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

## 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類（※）を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。また、税務署にお尋ねください。

## 改正前

## 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分のみ長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。  
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）。  
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

## 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

## 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類（※）を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。また、税務署にお尋ねください。



改正後

改正前

(注) 捺印の種別については、提出する形の番号を○印または□印に該当する方は、特例適用申告書及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書の提出年月日を記載してください。

**外国組員の課税所得の特例に関する届出書**

 税務署長 令和 年 月 日提出	届	住所 (国内の居所) ( )
	出 者	フリガナ
		氏名
		個人番号
	職業	連絡先 電話番号 ( )

特例適用投資組合契約等に係る租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

**1 特例適用投資組合契約等の内容**

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件 (※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書)の提出年月日 年 月 日 ( 年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

**2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合**

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特別関係株主等 (2)に掲げる者を除く)	%	%	%
(2) 内国法人の特別関係株主等のうち一定の者 (注)	%	%	%

(注) 一定の者とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者です。

**3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細**

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

**4 その他参考となる事項**

関与税理士	電話番号
-------	------

戻納	譲渡した年の月日 (確定)	申告書種別	申告書種別	保証書種別
所得	年 月 日	□ 納	□ 未納	個人番号カード / 通知カード / 運転免許証等の紙 ( )
若しくは	年 月 日	□ 納	□ 未納	

← この欄には必ず記入してください。

(資6-95-A 4 統一) 11

(注) 捺印の種別については、提出する形の番号を○印または□印に該当する方は、特例適用申告書及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書の提出年月日を記載してください。

**外国組員の課税所得の特例に関する届出書**

 税務署長 令和 年 月 日提出	届	住所 (国内の居所) ( )
	出 者	フリガナ
		氏名
		個人番号
	職業	連絡先 電話番号 ( )

特例適用投資組合契約等に係る租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

**1 特例適用投資組合契約等の内容**

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件 (※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書)の提出年月日 年 月 日 ( 年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

**2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合**

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特別関係株主等 (2)に掲げる者を除く)	%	%	%
(2) 内国法人の特別関係株主等のうち一定の者 (注)	%	%	%

(注) 一定の者とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者です。

**3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細**

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

**4 その他参考となる事項**

関与税理士	電話番号
-------	------

戻納	譲渡した年の月日 (確定)	申告書種別	申告書種別	保証書種別
所得	年 月 日	□ 納	□ 未納	個人番号カード / 通知カード / 運転免許証等の紙 ( )
若しくは	年 月 日	□ 納	□ 未納	

← この欄には必ず記入してください。

(資6-95-A 4 統一) 11

## 改正後

## 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

## 1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

## 2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちこの特例の適用を受けようとする非居住者に係る所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特典関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうち租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

## 改正前

## 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

## 1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

## 2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特典関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうち租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

【令和\_\_年分】  
 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
 納税額算定の所得税及び復興特別所得税の額の計算書  
 整理番号 \_\_\_\_\_

【令和\_\_年分】  
 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
 納税額算定の所得税及び復興特別所得税の額の計算書  
 整理番号 \_\_\_\_\_

住所	フリガナ氏名
電話番号 (連絡先)	関与税理士名 (電 話)
職業	( )

住所	フリガナ氏名
電話番号 (連絡先)	関与税理士名 (電 話)
職業	( )

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		③から⑯までの合計 ⑳	
所得金額	総合課税	事業(営業等) ①	税金の計算
	雑 ②	所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表①から③の合計) ㉑	
	総合譲渡・一時 ③	差引所得税額 (㉑-㉒) ㉒	
	非営利活動の創設等 ④	災害減免額 ㉓	
	総合譲渡の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	再算所得税額(⑤再算所得税額) (⑤-⑥) ㉔	
	非営利活動の創設等 ⑥	復興特別所得税額 (㉔×2.1%) ㉕	
	分離課税	所得税及び復興特別所得税の額 (㉒+㉕) ㉖	
	一般株式等の譲渡 ⑦	外国税額控除等 ㉗	
	上場株式等の譲渡 ⑧		
	上場株式等の配当等 ⑨		
	先物取引 ⑩		
非営利活動の創設等 ⑪			
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		納税額算定の計算	
課税される所得金額	⑫ 対応分 ⑬ ,000	(申告書第一表⑬-⑭-⑮)の金額 ㉘	
	⑭ 対応分 ⑮ ,000	(⑮-⑯)の金額 ㉙	
	⑯ 対応分 ⑰ ,000	納税額算定の前払税額等(⑮-⑯) ㉚	00
	⑰ 対応分 ⑱ ,000	申告書第一表 ㉚欄の金額 ㉛	00
	⑱ 対応分 ⑲ ,000	納税額算定の額 ㉛<㉜-㉝の金額 ㉜	00
	⑲ 対応分 ⑳ ,000	㉛≥㉜-㉝の金額 ㉝	00
	㉑ 対応分 ㉑ ,000	申告期限までに納付する金額	
	㉒ 対応分 ㉒ ,000	㉑-㉒	㉓ 00
	㉓ 対応分 ㉓ ,000	○ 遺産分割等があり修正申告をする場合	
	㉔ 対応分 ㉔ ,000	遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
	㉕ 対応分 ㉕ ,000	遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
	㉖ 対応分 ㉖ ,000	確定申告における納税額算定額 ㉞	00
	㉗ 対応分 ㉗ ,000	増加する納税額算定額(㉞-㉟) ㉟	00

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算		③から⑯までの合計 ⑳	
所得金額	総合課税	事業(営業等) ①	税金の計算
	雑 ②	所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表①から③の合計) ㉑	
	総合譲渡・一時 ③	差引所得税額 (㉑-㉒) ㉒	
	非営利活動の創設等 ④	災害減免額 ㉓	
	総合譲渡の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	再算所得税額(⑤再算所得税額) (⑤-⑥) ㉔	
	非営利活動の創設等 ⑥	復興特別所得税額 (㉔×2.1%) ㉕	
	分離課税	所得税及び復興特別所得税の額 (㉒+㉕) ㉖	
	一般株式等の譲渡 ⑦	外国税額控除等 ㉗	
	上場株式等の譲渡 ⑧		
	上場株式等の配当等 ⑨		
	先物取引 ⑩		
非営利活動の創設等 ⑪			
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		納税額算定の計算	
課税される所得金額	⑫ 対応分 ⑬ ,000	(申告書第一表⑬-⑭-⑮)の金額 ㉘	
	⑭ 対応分 ⑮ ,000	(⑮-⑯)の金額 ㉙	
	⑮ 対応分 ⑰ ,000	納税額算定の前払税額等(⑮-⑯) ㉚	00
	⑰ 対応分 ⑱ ,000	申告書第一表 ㉚欄の金額 ㉛	00
	⑱ 対応分 ⑲ ,000	納税額算定の額 ㉛<㉜-㉝の金額 ㉜	00
	⑲ 対応分 ⑳ ,000	㉛≥㉜-㉝の金額 ㉝	00
	㉑ 対応分 ㉑ ,000	申告期限までに納付する金額	
	㉒ 対応分 ㉒ ,000	㉑-㉒	㉓ 00
	㉓ 対応分 ㉓ ,000	○ 遺産分割等があり修正申告をする場合	
	㉔ 対応分 ㉔ ,000	遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
	㉕ 対応分 ㉕ ,000	遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
	㉖ 対応分 ㉖ ,000	確定申告における納税額算定額 ㉞	00
	㉗ 対応分 ㉗ ,000	増加する納税額算定額(㉞-㉟) ㉟	00

(注) ㉙の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(注) ㉙の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

平成四年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

平成二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等<sup>(注1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(注2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等<sup>(注1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(注2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めず」に所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署長印

税務署長 _____ 令和 ____年 ____月 ____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (市 _____)	
		フリガナ 氏名	
		納税地 〒 _____ (市 _____)	
	納税管理人	住所 〒 _____ (市 _____)	
		フリガナ 氏名	

所得税法第137条の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 \_\_\_\_ 項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成・令和 \_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)
- 帰国予定日  
令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には  
必ず記入して  
ください。 →

届出 時期	通信日付印の年月日	(確認)	整理番号	(参考番号)
	年 月 日			

〔案6-102-A4(統-3) R1.11〕

税務署長印

税務署長 _____ 令和 ____年 ____月 ____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (市 _____)	
		フリガナ 氏名	
		納税地 〒 _____ (市 _____)	
	納税管理人	住所 〒 _____ (市 _____)	
		フリガナ 氏名	

所得税法第137条の \_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 \_\_\_\_ 項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成・令和 \_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出 氏名 \_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)
- 帰国予定日  
令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には  
必ず記入して  
ください。 →

届出 時期	通信日付印の年月日	(確認)	整理番号	(参考番号)
	年 月 日			

〔案6-102-A4(統-3) R3.3〕

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所又は居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所又は居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。



改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 〒 - (〒 - - )	
		フリガナ氏名	
		納税地 〒 - (〒 - - )	
	納税管理人	住所 〒 - (〒 - - )	
		フリガナ氏名	

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号
-------	--	------

この欄には記入しないでください。

税務署印	通知日付印の年月日 (確認)	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日		

(資6-103-1-A4様-1) R4.11

税務署受付印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所又は居所 〒 - (〒 - - )	
		フリガナ氏名	
		納税地 〒 - (〒 - - )	
	納税管理人	住所 〒 - (〒 - - )	
		フリガナ氏名	

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号
-------	--	------

この欄には記入しないでください。

税務署印	通知日付印の年月日 (確認)	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日		

(資6-103-1-A4様-1) R4.3

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している簿記資産等<sup>102</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。  
 なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

**2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予」付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を委任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。  
**(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	この届出書の提出期限の属する年の前 年	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項		第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項		第 7 項

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄**  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。  
**(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄**  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。  
**(8) 付表「適用資産等の明細」**  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったもの」とみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

**1 使用目的**  
 この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>102</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。  
 なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

**2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）**  
**(1) 「納税者（代表者）」欄**  
 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予」付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。  
**(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄**  
 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。  
**(3) 「納税管理人」欄**  
 納税者（代表者）が納税管理人を委任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。  
**(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄**  
 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の属する年の前 年	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項		第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項		第 7 項

**(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄**  
 国外転出等の日を記載します。  
 なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。  
**(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄**  
 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。  
**(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄**  
 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。  
**(8) 付表「適用資産等の明細」**  
 この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったもの」とみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》に準じて記載してください。  
 なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

改正前

この欄には  
記入しない

送付日付印の年月日 年 月 日	(確認)		整理番号	(名称番号)
--------------------	------	--	------	--------

この欄には  
記入しない

送付日付印の年月日 年 月 日	(確認)		整理番号	(名称番号)
--------------------	------	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

納税者(代表者) 税務署長

住所又は居所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	
納税地	〒 - (〒 - - )
住所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	

令和 年 月 日提出

納税者(代表者) 税務署長

住所又は居所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	
納税地	〒 - (〒 - - )
住所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	

令和 年 月 日提出

所得税法第137条の 第 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 項<sup>※2</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項<sup>※3</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和 年分 税務署 平成・令和 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和 年 月 日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等  
(1) 現在の納税猶予期限 令和 年 月 日  
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等  
(1) 確定する納税猶予期限 令和 年 月 日  
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円  
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり  
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄	等 数	量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額	等	取 得 費
									円

5 その他参考となる事項

問与税理士 電話番号

納税者(代表者) 税務署長

住所又は居所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	
納税地	〒 - (〒 - - )
住所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	

令和 年 月 日提出

納税者(代表者) 税務署長

住所又は居所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	
納税地	〒 - (〒 - - )
住所	〒 - (〒 - - )
フリガナ氏名	

令和 年 月 日提出

所得税法第137条の 第 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 項<sup>※2</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項<sup>※3</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和 年分 税務署 平成・令和 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和 年 月 日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等  
(1) 現在の納税猶予期限 令和 年 月 日  
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等  
(1) 確定する納税猶予期限 令和 年 月 日  
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円  
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり  
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄	等 数	量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額	等	取 得 費
									円

5 その他参考となる事項

問与税理士 電話番号

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準E、第137条の3第1項に規定する期満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>(注1)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(注2)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合、付表2も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

- (注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等（付表1及び付表2を含みます。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄  
所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄  
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄  
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
① 確定する納税猶予期限 欄は、一部確定事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和4年6月3日に適用資産等を譲渡した場合は、令和4年10月3日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。  
② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し表記してください。  
③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適用の欄に「付表1のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準E、第137条の3第1項に規定する期満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>(注1)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(注2)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合、付表2も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

- (注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。
- なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等（付表1及び付表2を含みます。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄  
所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄  
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄  
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄  
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄  
国外転出等の日を記載します。  
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄  
① 確定する納税猶予期限 欄は、一部確定事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和3年6月1日に適用資産等を譲渡した場合は、令和3年10月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期とみなされます。  
② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し表記してください。  
③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適用の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表 1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 第 項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条第 項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。 ※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。	

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(①-②)</sup>	③	円 明細書3②へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第 60 条の2第1項から第3項まで及び同法第 60 条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、繰還又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(④-⑤)</sup> (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(③-⑥)</sup> (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4②へ
--	---	-------------

(資6-104-2-A4税-1) R1.11

○この付表1は、「国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書と併せて提出してください。」

付表 1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 第 項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条第 項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。 ※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。	

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(①-②)</sup>	③	円 明細書3②へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第 60 条の2第1項から第3項まで及び同法第 60 条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、繰還又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(④-⑤)</sup> (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(③-⑥)</sup> (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4②へ
--	---	-------------

(資6-104-2-A4税-1) R1.11

○この付表1は、「国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書と併せて提出してください。」

改正後

改正前

税務署  
受付印

## 贈与税の更正の請求書

\_\_\_\_\_ 税務署長 (前納税地 \_\_\_\_\_ )

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

納税地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号  
(個人番号については「〒」(郵便番号)を記入しないでください)  
 \_\_\_\_\_

(法人等の場合)  
代表者等氏名 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日  
 令和 \_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

2. 更正の請求による課税標準等又は税額等  
次表のとおり

3. 添付した書類  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

4. 更正の請求をする理由  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

6. 選付を受けようとする銀行等	1. 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2. ゆうちょ銀行の窓口へ振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・信協 本庁・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____

課 与 理 理 1. \_\_\_\_\_ 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

知 照 済 済 票 番 号	送 付 日 付 出 日	印 記 号	税 理 理 理	理 理 理 理	名 理 理 理	理 理 理 理	理 理 理 理	理 理 理 理	理 理 理 理	理 理 理 理	理 理 理 理
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日											

(管 15-1-1-2-A4 統一)

(新規)



## 改正後

## 改正前

## 書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。  
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。  
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。  
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 5 「1.更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。  
(例) 令和〇〇年分贈与税申告書 令和〇〇年〇月〇日提出
- 6 「4.更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。  
(例) 贈与税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 7 「5.更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 8 「6.還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。  
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。  
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。  
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。  
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

(新規)

改正後

改正前

次 業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
( 贈 与 税 )

	区 分		請 求 額
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
	配偶者控除額	③	
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	1,100,000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000
	⑥に対する税額	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	
II 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	
	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	00
	農地等納税猶予税額	⑮	00
	株式等納税猶予税額	⑯	00
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	00
	差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	00
	納税猶予税額の合計額	㉒	00
申告期限までに納付すべき税額	㉓	00	
差引税額の合計額(納付すべき税額)の減少額(㉑-⑭)	㉔	00	
申告期限までに納付すべき税額の減少額(㉓-⑳)	㉕	00	

(令和4年分以降用)

(資15-1-4-1-A4 統一)

次 業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
( 贈 与 税 )

	区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	
	配偶者控除額	③	
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	1,100,000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000
	⑥に対する税額	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	
II 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬	
	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	00
	農地等納税猶予税額	⑮	00
	株式等納税猶予税額	⑯	00
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	00
	差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	00
	納税猶予税額の合計額	㉒	00
申告期限までに納付すべき税額	㉓	00	
差引税額の合計額(納付すべき税額)の減少額(㉑-⑭)	㉔	00	
申告期限までに納付すべき税額の減少額(㉓-⑳)	㉕	00	

(令和元年分以降用)

(資15-1-4-1-A4 統一)

改正後

改正前

特定贈与者の氏名

特定贈与者の氏名

次 業

次 業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(贈与税 - 付表1)  
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(贈与税 - 付表1)  
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

	区 分		請 求 額
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額 (課税価格)	㉔	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	㉕	
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉕)	㉖	
	特別控除額 (㉖の金額と㉗の金額のいずれか低い金額)	㉘	
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕-㉘)	㉙	
	㉘の控除後の課税価格 (㉔-㉘)	㉚	,000
	㉚に対する税額 (㉚×20%)	㉛	00
	外国税額の控除額	㉜	
	差引税額 (㉛-㉜)	㉝	

	区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額 (課税価格)	㉔	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	㉕	
	特別控除額の残額 (2,500万円-㉕)	㉖	
	特別控除額 (㉖の金額と㉗の金額のいずれか低い金額)	㉘	
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉕-㉘)	㉙	
	㉘の控除後の課税価格 (㉔-㉘)	㉚	,000
	㉚に対する税額 (㉚×20%)	㉛	00
	外国税額の控除額	㉜	
	差引税額 (㉛-㉜)	㉝	

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(令和4年分以降用)

(令和元年分以降用)

改正後

改正前

次 業

更正の請求による課税標準等  
( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
いる場合の計算明細書

(令和4年分用)

区 分		請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	⑮
	住宅取得等資金の合計額 2	⑯
	住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円)	⑰
	⑮のうち非課税の適用を受ける金額	⑱
	⑯のうち非課税の適用を受ける金額	㉑
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑱+㉑)	㉒
⑮のうち課税価格に算入される金額 (⑮-⑱)	㉓	
⑯のうち課税価格に算入される金額 (⑯-㉑)	㉔	

(資15-1-4-3-A4統一)

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
いる場合の計算明細書

(令和3年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	
住 宅 取 得 等 資 金 の 計 算 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉕	円	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉖	円	
	非 課 税 限 度 額 の 計 算	住宅資金非課税限度額	㉗	
		平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉘	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉗-㉘)	㉙		
	特別住宅資金非課税限度額	㉚		
	令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注)	㉛		
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉚-㉛)	㉜		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉞		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉟		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉞+㉟)	㊱		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉞)	㊲		
㉖のうち課税価格に算入される金額 (㉖-㉟)	㊳			

(注) 令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資15-1-4-3-A4統一)

改正後

改正前

更正の請求による課税標準等  
(贈与税 - 付表 3)  
震災に係る住宅取得等資金の非課税の  
適用を受けている場合の計算明細書

区 分	請求額
住宅取得等資金の合計額 1	㉓ 円
住宅取得等資金の合計額 2	㉔
住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)	㉕
㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉖
㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉗
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉖+㉗)	㉘
㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉘)	㉙
㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉘)	㉚

(資 15-1-4-4-A 4 統-)

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等  
(贈与税 - 付表 3)  
震災に係る住宅取得等資金の非課税の  
適用を受けている場合の計算明細書

区 分	申告(更正・決定)額	請求額
住宅取得等資金の合計額 1	㉓ 円	円
住宅取得等資金の合計額 2	㉔	
住宅資金非課税限度額	㉕	
平成 27 年分から令和 2 年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉖	
住宅資金非課税限度額の残額 (㉕-㉖)	㉗	
特別住宅資金非課税限度額	㉘	
令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 (注)	㉙	
特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉘-㉙)	㉚	
㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉜	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉛+㉜)	㉝	
㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉝)	㉞	
㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉝)	㉟	

(注) 令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-4-A 4 統-)